

所得変動に伴う住民税の 還付を受けるためには申告が必要です！

長期の不在などにより期間内に申告できなかった方は、早急に申告してください。

・対象者は？

平成18年分は所得税が課税される程度の所得があったが、平成19年分は所得税が課税されない程度まで所得が減少した納税義務者の方が対象となる可能性があります。

なお、平成19年度および平成20年度の住民税が津久見市で課税され、対象となる可能性のある方には、7月上旬に申告書をお送りしています。

※既に申告している方については、再度申告する必要はありません。

・申告先は？

平成19年度の住民税を支払った市区町村です。

●問い合わせ先／税務課課税管理班 ☎82-9512 (直通)



長寿医療制度からのお知らせ

長寿医療制度へ加入する前日の健康保険が、政府管掌保険・船員保険・健康保険組合・共済組合（国保・国保組合は除く）の被扶養者であった方の保険料の徴収が、10月よりはじまります。

ただし、経過措置《平成20年4月1日から平成21年3月31日まで》が設けられ、保険料が軽減されます。7月に送付された「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認の上、「保険料額」が「2,300円」になっていない場合は、市民生活課国保年金班までご連絡ください。

お持ちいただく書類

1. 後期高齢者医療保険料額決定通知書
2. 社会保険の離脱証明書

●申請窓 口／津久見市役所 市民生活課国保年金班 ☎0972-82-4111 (内線103・106)

●問い合わせ先／大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771 (代表)

10月1日は「土地の日」10月は土地月間です

「笑顔をつなごう 街づくり 未来へつなごう 土地活用」

土地についての4つの「基本理念」を理解しましょう。

- ① 公共の福祉が優先します。
- ② 計画に従って適正に利用されなければなりません。
- ③ 投機的な土地取引はいけません。
- ④ 利益に応じた適正な負担が求められます。

※一定面積以上の土地取引を行う場合には、
契約締結日を含めて2週間以内に届出が必要です。

◎届出者は………土地の権利取得者（売買であれば買主）

◎届出の必要な土地は…市街化区域を除く都市計画区域内 5,000㎡以上
その他の区域 10,000㎡以上

●問い合わせ先／都市建設課 都市計画班 ☎82-9542

